

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
見守り合い活動推進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する見守り合い活動推進助成金交付事業について必要な事項を定め、市内において見守り合い活動に取り組む団体を対象に助成金を交付することにより、地域における社会的孤立を防ぐとともに、福祉課題や困りごとを有する人が気軽に助けてと言える地域づくりを推進し、“誰ひとり取り残されないまち”をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 見守り合い活動

第1条に定める目的の達成に向け、見守り合いサポーターが中心となって、当該団体の活動エリア内に暮らす人を広く対象として、概ね月1回の頻度で実施する定期的な見守りや声かけ、訪問等の活動

(2) 見守り会議

見守り合いサポーターを中心に、活動の対象エリアで実施した見守り合い活動の振り返りを行うとともに、福祉課題や困りごとを有する人への対応や関係機関へのつなぎ等について話し合う場として、少なくとも3箇月に1回の頻度で開催する会議

(3) 見守り合いサポーター

地域で見守り合い活動を中心的に推進していくことを目的に、本会が開催する養成講座（出前講座を含む。）を受講し、本会へサポーター登録した人

(助成対象)

第3条 この要綱により助成する対象団体は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。

(1) 見守り合いサポーターを2名以上配置していること

(2) 団体としての規約または会則等を有している、もしくは、本会へボランティアグループ登録を行っている等、見守り合い活動を継続していくための体制等が整っていること

(3) 営利を目的とする団体、公序良俗に反する団体、宗教的・政治的活動を行う団体ではないこと

(4) 見守り合い活動に対し、本会および本会以外から他の助成を受けていないこと

2 この要綱により助成する対象活動は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしているも

のとする。

- (1) 見守り合い活動および見守り会議の要件を満たす活動であること
- (2) 次年度以降も継続して活動を実施することが計画されていること
- (3) 他の団体がすでに本助成を受けて実施する活動エリアと対象が同一ではないこと（ただし、活動エリアを限定せずに市域等で実施する場合、または、活動エリアの一部のみ重複する場合（学区域を対象とするが、そのうちの一部の自治会エリアで他の団体が活動する場合など）は、この限りではない）

3 前2項の規定にかかわらず、本会会長（以下、「会長」という。）が助成対象として認めることが適当ではないと判断した場合は、この助成金の交付を受けることができないものとする。

（助成金の額および対象経費）

第4条 この要綱による助成金の額および対象経費については、別表第1のとおりとする。

（災害に強い地域づくり加算）

第5条 見守り合い活動および見守り会議に加えて、災害弱者（災害発生時や避難時等に支援を必要とする高齢者や障害のある人、妊娠中の人や乳幼児のいる人など）を対象に、いざという時に備えて「災害に強い地域づくり」に取り組む団体には、別表第2に定める加算を行うものとする。

2 前項に規定する「災害に強い地域づくり」の活動（以下、「加算対象事業」という。）は、次の各号に掲げるうちのいずれかに該当するものとする。

- (1) 災害弱者を対象とする福祉避難マップの作成
- (2) 災害弱者を対象とする福祉避難訓練の実施
- (3) その他災害弱者を対象に実施する活動のうち会長が適当と認めるもの

（交付申請）

第6条 この助成金を受けようとする団体（以下、「申請団体」という。）は、会長が指定する期日までに「見守り合い活動推進助成金交付申請書（様式第1号）」に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 見守り合い活動および見守り会議 実施計画書（別紙1）

2 前項に加えて、前条に規定する加算対象事業に取り組む場合は、「災害に強い地域づくり活動加算助成金交付申請書（様式第1号の1）」を併せて提出するものとする。

3 前2項の交付申請において、すでに当該年度における活動を開始している場合であっても、会長が適当と認めるものについては助成対象に含むことができるものとする。

（交付決定）

第7条 会長は、前条により交付申請書を受理したときは、本会による審査を行ったうえで予算の範囲内において助成金の交付決定を行い、「見守り合い活動推進助成金交付決定通知書（様式第2号）」により申請団体へ通知するものとする。

2 前項において、助成金の交付決定額を減額する場合、または、不交付の決定を行う場合（第3条第3項による場合を含む。）は、その理由を付して通知するものとする。

（助成金の概算払交付）

第8条 会長は、助成金の交付の目的を達成するため、助成金を概算払により交付するものとする。

2 前条の通知を受けた団体（以下、「交付決定団体」という。）は、会長が指定する期日までに「見守り合い活動推進助成金概算払交付請求書（様式第3号）」を提出するものとする。

3 会長は、前項の概算払交付請求書を受理したときは、助成金を概算払するものとする。

（実績報告等）

第9条 交付決定団体は、当該年度における活動の終了後速やかに「見守り合い活動推進助成金実績報告書（様式第4号）」に次の各号に掲げる関係書類を添えて、会長へ提出しなければならない。

（1）見守り合い活動にかかる総括シート（別紙2）

（2）見守り会議記録シート（別紙3）

（3）別表第1に規定する「見守り合い活動立ち上げ推進費」の助成を受けた場合は、当該経費にかかる支出を証する資料（領収書の写し等）

2 前項に加えて、第5条に規定する加算対象事業にかかる助成金の交付を受けた団体は、「災害に強い地域づくり活動加算助成金実績報告書（様式第4号の1）」に次に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

（1）災害に強い地域づくり活動の取組結果を証する資料（作成したマップ、訓練当日の記録や写真等）

3 本会は、報告のあった内容について、個人情報を除き、本会広報紙、ホームページおよびフェイスブック等により広く市民に公開することがある。

（助成金の返還等）

第10条 会長は、交付決定団体による活動等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全額または一部の返還を命ずることができる。

（1）見守り合い活動および見守り会議の内容が要件を満たさないとき

（2）見守り会議の開催が申請した回数を下回ったとき

（3）虚偽の申請、その他不正な手段により助成金を受けたとき

- (4) 助成金を目的外に使用したとき
 - (5) その他この要綱に違反したとき
- (帳簿等の整理保存)

第11条 交付決定団体は、活動にかかる収入および支出の状況を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、かつ、これらの帳簿および書類を助成が終了した次年度から3年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

項目	助成金の額	対象経費
見守り合い活動 立ち上げ推進費	20,000円を上限。 (千円未満切捨て) 立ち上げ初年度のみ、かつ、 1団体につき1回限り。(注 1)	見守り合い活動の立ち上げに直接要する経費とし、次の各号に該当するものに限る。 (1)消耗品費：見守り・訪問グッズ、用紙代等 (2)印刷費：見守り・訪問チラシ等の印刷代等

		(3)研修費：見守り・訪問の意識やスキルの向上等を目的とする研修の講師謝礼、会場代等 (4)その他の経費：その他会長が適当と認める経費
見守り会議開催 推進費	開催1回につき2,000円。 1年度につき上限6回、かつ、 2月につき上限1回。	特に用途を問わない。 (活動奨励金として交付するため)

注1：令和7年度までに当該助成金の交付を受けた団体（名称等が別であっても、本会が同一の団体と判断した場合を含む。）は対象外

別表第2（第5条関係）

項目	助成金の額	対象経費
災害に強い地域 づくり活動加算	1団体につき10,000円。	特に用途を問わない。 (活動奨励金として交付するため)